

様式

委員会規則第3条第1項に基づく届出書

令和2年10月8日

中止

1. 執行機関の別	1: 都道府県知事・市区町村長等
	<input checked="" type="radio"/> 知事 <input type="radio"/> 市区町村長等
2. 都道府県名	岩手県
3. 市区町村名	
4. 届出番号	5
5. 独自利用事務の事例番号	113-6-1(2)
6. 届出書を公表している ウェブページのアドレス	https://www.pref.iwate.jp/kensei/seisaku/jouhouka/mynum/1012059.html

執行機関名 岩手県知事

知事等(教育委員会)が行う高等学校等の専攻科に係る修学支援に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

	(1) 法定事務	(2) 独自利用事務
①事務の名称	高等学校等就学支援金の支給に関する法律による就学支援金の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの	高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)又は高等学校の専攻科に在学する生徒又は学生に係る就学等に要する費用の給付に関する事務であって規則で定めるもの(専攻科修学支援金)
②番号法別表第1の項	91	
③番号法別表第2の項	113	
④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分		行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例別表第1 1の項 高等学校等(高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成22年法律第18号)第2条に規定する高等学校等をいう。以下同じ。)又は高等学校の専攻科に在学する生徒又は学生に係る就学等に要する費用の給付に関する事務であって規則で定めるもの
⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所	高等学校等就学支援金の支給に関する法律(平成二十二年法律第十八号)第1条	私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱第2条 私立高等学校等専攻科修学支援金事務取扱要領第5条第1項
⑥事務の趣旨又は目的	第一条 この法律は、高等学校等の生徒等がその授業料に充てるために高等学校等就学支援金の支給を受けることができるることにより、高等学校等における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。	第2条 この要綱に基づいて交付する専攻科支援金は、私立高等学校等専攻科に通う低所得世帯の生徒に係る授業料に対し、予算の範囲内で専攻科支援金を支給し、私立高等学校 等専攻科における教育に係る経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。
⑦独自利用事務の関連規範		私立高等学校等専攻科修学支援金交付要綱 私立高等学校等専攻科修学支援金事務取扱要領